

奈 総 法 第 2 1 3 号

令和 2 年 1 2 月 2 1 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一 様
同 中 本 勝 様
同 山 本 憲 宥 様
同 伊 藤 剛 様

奈良市長 仲 川 元 庸

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

平成14年度包括外部監査「ごみ処理事業について」の結果に対する措置状況について

第3. 監査の結果

5. 排出者負担の原則によるごみ搬入手数料の見直し

(環境政策課)

【監査結果】

廃棄物処理に伴う環境への負荷の原因者は排出者であり、排出者が廃棄物処理に伴う環境への負荷低減の責任を負うという、いわゆる「排出者負担の原則」が廃棄物対策の基本的な考え方として定着している。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃掃法」という。)においても国民の責務として廃棄物排出の抑制や国及び地方公共団体の施策への協力が規定されており(廃掃法第2条の3)、さらに事業者については、事業活動に伴って生じた廃棄物を排出事業者が自らの責任において処理することが明確に規定されている(廃掃法第3条第1項)。また、「奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」第4条第1項においても「事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されている。

奈良市では家庭系ごみについては原則として市が直接収集し、事業系ごみの大半の収集運搬業務を許可業者に委ねている。家庭系ごみ、事業系ごみともにそれらに係る収集・処分費用の低減は常に念頭におくべきものであり、収集・処分原価は徴収する処理手数料算定の基礎とすべきものであることから、ごみ収集・処分に係る適切な原価の把握が必要である。

「第2. 奈良市ごみ処理事業の概要 6. ごみ処理原価の比較」で監査人が試算したごみ処理原価(12頁)によると、事業系ごみとして持ち込まれたごみを処理するためには、可燃ごみが194円/10kg、不燃ごみが643円/10kgの処理原価がかかっている。しかし、一般廃棄物処理手数料として市が受け入れている金額は100円/10kgであり、それぞれの差額、可燃ごみ94円/10kg、不燃ごみ543円/10kgは市民の税金により負担していることとなっている。ごみ処理手数料単価は、平成9年度の破碎・焼却経費及び埋立処分経費をごみ搬入量で除した201円/10kgの5割を設定根拠としているが、5割とした根拠が不明であり、また、排出者に

対して全額負担させるかは検討の余地があるが、現在のごみ搬入手数料は可燃ごみと不燃ごみの区別なく、一律100円／10kgとなっていることは明らかに不合理である。特に事業系ごみについては排出事業者処理責任があり、また、奈良市では事業系ごみが全体の約40%以上を占めていることから、ごみ処理原価を基礎として適切に反映したごみ処理手数料の設定が検討されなければならないと考える。ごみ処理手数料は実際のごみ処理原価を大幅に下回っているが、結果的に差額相当額は税金により補填されていることになり、排出者負担の原則が貫かれているとはいえない。

なお、平成13年度のごみ処理手数料は570,857千円となっているが、持込ごみの処理単価を満額徴収していれば、1,524,905千円となり、954,048千円の徴収が出来ていないことになる。

【措置の内容】

令和元年10月1日から持込ごみ処理手数料については、ごみ処理原価及び近隣自治体の手数料水準を考慮し、「奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」の一部を改正し手数料を改定しました。家庭系一般廃棄物については100kgを超える10kgにつき60円から100円に、事業系一般廃棄物については10kgにつき100円から160円にしました。